

〈北ガスジェネックスの灯油配送をお申し込みにあたってご了承ください事項〉

本書面は、北ガスジェネックスの灯油配送をお申し込みいただく際に注意が必要な事項について説明するものです。

1.灯油価格について

灯油価格は毎週火曜日に当社が公表する価格に基づいてご請求いたします。

2.灯油料金のお支払方法

灯油料金のお支払いは、口座振替またはクレジットカード決済でお支払いいただきます。口座やクレジットカードの登録が完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。

3.配送スケジュールについて

- ◇定期配送のスケジュールについては当社の配送計画に基づいて実施いたします。お客さまからの日時指定はいたしかねます。
- ◇お客さまのご利用状況や季節に応じ、適切な周期で配送いたします(ご利用状況に変動があった場合は、配送周期の見直しを行いますのでお申し付けください)。
- ◇次回配送予定日は配達時にお渡しする「納品書」に記載させていただきます。尚、天候等の事情によって予定日が前後することがございますので、あらかじめご了承ください。※一部記載のない地域がございます。

4.お申し込みの承諾について

- 当社は以下の場合、お申し込みを承諾しないことがあります。
- ◇契約期間満了前に解約し、解約から1年経過せずに再度お申し込みを行った場合(転居による場合は除く)。
- ◇ガス料金や電気料金・灯油料金等、当社または当社グループ会社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。
- ◇灯油料金のお支払方法に口座振替またはクレジット決済をご利用いただけない場合。

5.契約期間について

契約期間は初回配送日から1年間とし、解約のお申し出がない場合は同一条件で契約を継続し、以後も同様といたします。

6.契約解約による違約金

契約解約による違約金は原則として発生いたしません。

7.当社が契約の解約を行う場合について

- 当社は以下の場合、契約の解約を行う場合があります。
- ◇ガス料金や電気料金・灯油料金等、当社または当社グループ会社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。
- ◇同一名義で複数のお取引をいただいているお客さまで、そのうち1取引でもご利用が停止になっている場合(他の取引分についてもお取引を停止する場合があります)。
- ◇定期配送開始後、3か月を経過しても口座振替またはクレジット決済による支払方法となっていない場合。

【販売事業者】

商号 …………… 北ガスジェネックス株式会社
住所 …………… 札幌市東区伏古8条2丁目7-1
代表者 …………… 梅村 卓司
代表電話番号 …… 011-782-5111

お客さまが訪問販売または電話勧誘販売にて灯油配送をお申し込みされた場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までに当社に書面でお申し出いただければ、お申し込みの撤回・契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。なお、当社がクーリング・オフを妨げるために、お客さまに不実のことを告げて、お客さまを誤認させた場合、または当社が威迫したことによりお客さまを困惑させた場合で、お客さまがクーリング・オフを行わなかったときは、別途お客さまは「クーリング・オフ妨害の解消のための書面」を受領した日から8日を経過する日までに当社に書面でお申し出いただければ、お申し込みの撤回・契約の解除をすることができます。

上記クーリング・オフの効力はお客さまが書面を発信したとき(郵便局消印日付など)に生じます。

クーリング・オフを行う場合でも、当社はお客さまに損害賠償金、違約金、お客さまが本契約により得られた利益に相当する金額、既に提供した商品等の料金の請求を行いません。なお、既にお客さまより灯油代金等の支払いを受けていた場合は、当社はそれを返還します。

本契約のために当社が工事の準備を開始している等により、土地、建物、その他土地工作物の原状復帰が必要な場合は、その費用を当社が負担します。

お申し込み年月日： 年 月 日 担当者名：